

令和4年7月～

笠岡市住宅リフォーム助成金

地域経済の活性化及び良質な住宅ストックの形成を促進し、市民の住環境の向上及び安全・安心なまちづくりの実現を図るため、市内の建築業者等を利用して耐震性の確保された住宅のリフォームを行う場合に、その経費の一部を予算の範囲内で助成する制度です。

※申請書は、工事開始の2週間前までに提出してください。

助成対象者

- 本市に住所を登録している者又は助成対象工事の完了までに本市に住所を登録することができる者
- 助成対象者及び助成対象住宅に居住する世帯の者全員に市税及び税外収入金の滞納がない者
- 暴力団員及び暴力団員等でない者

助成対象住宅(市内の住宅)

- 助成対象者が所有し、又は所有者がリフォームすることに承諾している住宅の居住部分(建築基準法その他の法令に違反していないもの)で、自己の居住の用に供するものうち、建築確認済証の交付を受け、耐震性が確保されている住宅(詳細は右ページ)
- 集合住宅の場合、対象者の専有部分
- 併用住宅の場合、対象者の居住部分
- ※公営住宅(県営住宅・市営住宅)は対象外

助成対象工事

- 助成対象工事の施工業者が、市内建築事業者(個人事業者を含む。)であること。市内に本社、本店を有する業者であること。
- 助成対象工事に要する経費(消費税及び地方消費税を含む。)が、20万円以上であること。
※耐震改修補助事業申請住宅の場合は、上記が100万円以上であること。
- 助成金交付決定通知書受理後に、助成対象工事に着手すること(着工後のものは対象外)。
- 申請年度中に工事を完了し、実績報告書を提出すること。
- ※他の制度による補助を受けている工事は、対象外

助成金額 ※耐震改修補助事業申請住宅の補助額は別です(右ページのとおり)。

助成対象工事に必要な経費の100分の10相当額(千円未満切り捨て)以内とします。

ただし、助成金額の上限は20万円です。

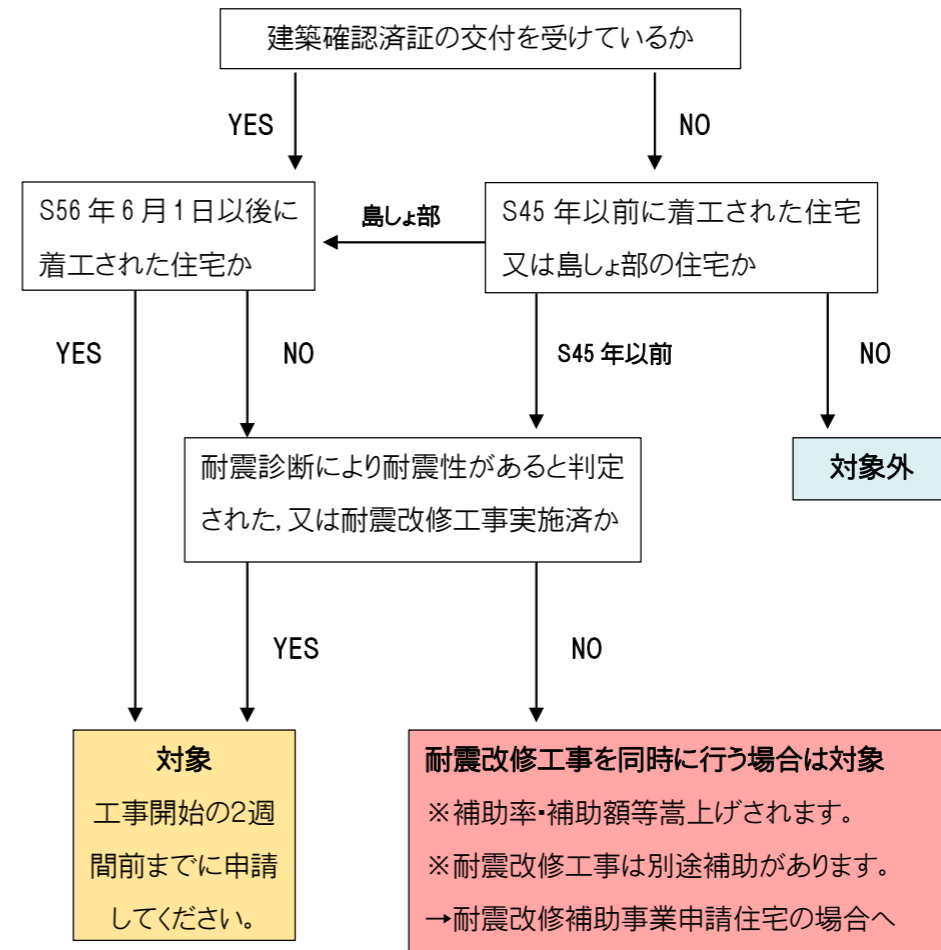
※助成対象住宅が居住誘導区域内の場合は最大5万円加算

※詳細は右ページ

問合せ先 笠岡市 建設部 都市計画課
笠岡市中央町1番地の1
TEL 0865-69-2138



★助成対象住宅かどうか確認してください。



★助成金額を確認してください。

○一般住宅の場合

助成金額 = 助成対象工事費 × 1/10(千円未満切捨) ※上限20万円 …①

※居住誘導区域内(裏面)の住宅の場合

・助成対象工事費が50万円未満 → 助成対象工事費 × 2/10(千円未満切捨) = 助成金額

・助成対象工事費が50万円以上 → ① + 5万円 = 助成金額

○耐震改修補助事業申請住宅の場合

助成金額 = 助成対象工事費 × 1/2(千円未満切捨) ※上限70万円 …②

※居住誘導区域内(裏面)の住宅の場合 ② + 10万円 = 助成金額

フラット35をご利用の方へ

笠岡市は住宅金融支援機構と提携しています。

助成対象者でフラット35をご利用の方に対して、借入金利を当初5年間引き下げています。



詳しいお手続きは、住宅金融支援機構(フリーダイヤル:0120-0860-35)または笠岡市定住促進センター(0865-69-2377)へお問合せください。

居住誘導区域＝緑の枠で囲まれた区域

コンパクトなまちづくりを推進してまちの活力を維持することにより、持続可能なまちの実現を目指して策定した「笠岡市立地適正化計画」で定められた区域で、人々の居住を誘導し人口密度を維持していかうとする区域

